

福島県行財政改革プラン (令和4年度～令和7年度)

令和4年3月策定
令和6年6月改訂

福島県行財政改革推進本部

目 次

第 1 基本的な考え方	頁
1 策定の背景	1
2 行財政運営上の課題	2
3 基本目標と取組の柱	4
4 行革プランの位置付け（総合計画との関係性）	6
5 その他	6
第 2 具体的方策	
I 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生	
i 複合災害からの復興の加速化、避難地域の復興・再生	
1 国からの復興財源確保	7
2 復興・再生を着実に推進するための体制整備・人員の確保	8
3 課題解決に向けた市町村との連携	9
4 復興・再生に向けた市町村の行政運営に対する人的支援等	9
5 復興・再生に向けた市町村の財政運営に対する支援	10
6 原子力損害賠償の完全実施に向けた取組	10
ii 効果的な情報発信	
1 復興の状況等の統一性のある情報発信	11
2 避難者への情報発信	12
3 風評・風化対策の強化に向けた部局連携による情報発信	13
II 多様な主体、市町村等との連携・協働	
i 多様な主体等との連携・協働	
1 協働を進めるための広聴	14
2 NPO法人、企業、大学等、多様な主体との協働の推進	14
3 専門的な知識、ノウハウ等を有する外部人材等の活用	15
4 民間の創意工夫をいかせる制度の活用	16
5 協働推進のための県保有データ利活用	17
ii 市町村等との連携強化	
1 県と市町村との連携の推進	18
2 市町村の自立的な行政運営への支援（市町村支援プログラム）	18
3 市町村の財政運営に対する支援	19
4 都道府県との連携推進	19

Ⅲ 効果的・効率的で持続可能な行財政システムの確立

i 業務の抜本的な見直し

1 職員の意識改革と能力の向上	20
2 業務の進め方や規制等の見直し	21
3 行政のデジタル変革（DX）	22

ii 職員が能力を発揮できる職場づくり

1 働き方改革	23
2 多様な人材が活躍できる職場づくり	24
3 人事評価制度の適正な運用	25

iii 簡素で効率的な組織づくり

1 効果的かつ効率的な組織体制の整備	26
2 適正な定員管理	26
3 職員採用の見直しと意欲ある人材の確保	27
4 アウトソーシングの推進	28

iv 財政健全性の確保

1 中期的な見通しに立った健全な財政運営	29
2 歳入の確保	29
3 歳出の見直し	30

v その他

1 地方分権改革の推進	31
2 ファシリティマネジメントの推進	32
3 県立社会福祉施設の在り方見直し	32
4 地方公営企業における健全な財政運営	33
5 公社等外郭団体及び第三セクターの見直し	34
6 総合計画の着実な実行に向けたPDCAマネジメントサイクルの実施	34
7 内部統制制度の適正な運用	35
8 情報公開の推進と行政文書の適正管理の徹底	36

《参考資料》

【指標】一覧	38
--------	----

第1 基本的な考え方

1 策定の背景

(1) 行財政改革大綱に基づく取組

- 本県では、住民基本の地方自治の実現に向けた行財政システムの確立等に向け、昭和60年から数次にわたって行財政改革大綱を策定し、成果重視の観点から目標を掲げながら、行財政改革推進本部における全庁的な進行管理の下、行財政改革の取組を進めてきました。

【過去の行財政改革大綱等】

名 称	計画(取組)期間	策定期期
福島県行財政改革大綱	昭和60年度～昭和63年度	昭和60年11月
新福島県行財政改革大綱	平成8年度～平成11年度	平成7年10月
21世紀うつくしま行財政改革プラン	平成11年度～平成14年度	平成11年12月
うつくしま行財政改革大綱	平成15年度～平成17年度	平成15年6月
うつくしま行財政改革大綱	平成18年度～平成22年度	平成18年3月
福島県行財政改革大綱 (震災により未施行)	[平成23年度～平成27年度]	[平成23年3月]
復興・再生に向けた行財政運営方針	平成24年度～平成29年度	平成24年10月
復興・創生に向けた行財政運営方針	平成29年度～令和3年度	平成29年10月

(2) 東日本大震災及び原子力災害の発生以降の取組

- 「うつくしま行財政改革大綱(平成18年度～平成22年度)」の計画期間終了に合わせて、新たな行財政改革大綱(平成23年度～平成27年度)の策定を進めていましたが、東日本大震災及び原子力災害の発生により、策定作業を中断しました。
- また、震災の影響を受け、本県を取り巻く社会情勢等が大きく変化する中において、行財政運営の明確な見通しや目標を立てることも困難な状況となりました。
- さらに、本県の最重要課題である震災からの迅速かつ着実な復興・再生に向けて、行財政運営について県としての明確な方向性を持ちながら、柔軟に対応していくことが求められました。
- そのため、復興・再生等に向けた当面の行財政運営の基本的な考え方として、「復興・再生に向けた行財政運営方針(平成24年10月～平成29年9月)」及び「復興・創生に向けた行財政運営方針(平成29年10月～令和4年3月)」を策定し、財源の確保や執行体制の強化、市町村との連携強化、国内外への効果的な情報発信等に重点を置きながら、柔軟な行財政運営を進めてきました。

(3) 今回の策定の背景

- 現在、震災から10年以上が経過し、復興・再生は着実に前進していますが、地域によって復興の進捗が大きく異なるなど、今後も中長期的な対応が不可欠であり、引き続き復興・再生を最優先に、柔軟な行財政運営を進める必要があります。
- また、新型コロナウイルス感染症や頻発化・激甚化する自然災害、デジタル変革（DX）、働き方改革など、行財政運営に関する新たな行政需要や大きな状況変化も発生しています。
- さらに、「復興・創生に向けた行財政運営方針」（以下「現運営方針」という。）は取組ごとの目標を設定していないなど、進行管理が困難といった課題もあります。
- これらに的確に対応するためには、これまで積み重ねてきた行財政改革の成果を踏まえるとともに、限りある財源や人的資源の確保、捻出と効果的な活用に向けて、行財政運営の見直しを計画的に行っていく必要があります。
- そのため、次の3点を踏まえながら、新たに「福島県行財政改革プラン」（以下「行革プラン」という。）を策定します。

【行革プランの策定に向けて踏まえる視点】

① 現運営方針との継続性

- ・ 震災からの復興・再生は今後も中長期的な対応が不可欠であることから、現運営方針との継続性を確保します。

② 新たな行政需要等の反映

- ・ 新型コロナウイルス感染症やデジタル変革（DX）など、新たな行政需要や大きな状況変化を反映します。

③ 指標による進行管理

- ・ 進捗状況を客観的に把握するための指標を設定します。

2 行財政運営上の課題

(1) 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

- 避難指示の解除が進み、住民帰還は少しずつ進展していますが、地域ごとに復興の進捗が大きく異なることを踏まえ、引き続き市町村に寄り添って復興・再生に取り組む必要があります。
- また、復興のステージが進むにつれて、今後新たに顕在化する課題も含めて対応する必要があります。
- さらに、震災から10年以上が経過し、職員の入替わりなども進んでいる

ことを踏まえれば、被災自治体の職員としての自覚や復興・再生への当事者意識が、より重要になっていると言えます。

(2) 人口減少・少子高齢化の影響

- 本県の人口は平成10年から減少が続いていますが、生産年齢人口の減少に伴う就業者数の減少や少子高齢化の進行は、社会経済活動の縮小や社会保障費の増大につながるおそれがあることから、今後、本県の行財政運営に大きな影響を与えることが懸念されます。
- また、総務省の「自治体戦略2040構想研究会」においても、「現在よりも更に少ない職員数での行政運営が必要となる可能性がある」旨の報告がなされるなど、本県においても労働力不足は深刻な問題となることが懸念されます。
- このため、引き続き、安定した行財政基盤の構築に向けた取組を進める必要があります。

(3) 突発的に発生する行政課題への備え（新型コロナウイルス感染症、自然災害等）

- 新型コロナウイルス感染症や令和元年東日本台風のように、全庁を挙げての対応や多額の経費を必要とする突発的な行政課題の発生は、行財政運営に大きな影響を与えます。
- このような行政課題にも適時・適切に対応するため、財源・人的資源の確保・捻出等に向けた不断の見直しを進めるなど、引き続き行財政基盤の強化に取り組む必要があります。

(4) デジタル変革（DX）と働き方改革の推進

- 行政サービスの向上と業務の効率化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症や自然災害などの新たな脅威、複雑化・多様化する行政課題に対応するため、デジタル変革（DX）を推進する必要があります。
- なお、その際、県民側から見た使いやすさや個人情報の保護、デジタルデバインド対策等にも配慮して、取組を進めます。
- また、職員一人一人の業務負担が震災前に比べて大きい状態が続いていることから、復興・再生や多様な行政需要に長期にわたり対応していくためにも、業務の効率化と職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、引き続き働き方改革を推進する必要があります。

3 基本目標と取組の柱

- 行財政運営上の課題等に的確に対応し、限りある資源の中でも必要な行政サービスを確実に提供できるよう、以下のとおり行財政改革に取り組みます。

(1) 基本目標

【基本目標】

- 新しい総合計画が目指す「ふくしまの将来の姿」の実現に向けた取組を支えるとともに、人口減少が進む中でも行政サービスの維持・向上を図るため、次の3本の柱により行財政改革に向けた取組を進めます。

柱Ⅰ 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

柱Ⅱ 多様な主体、市町村等との連携・協働

柱Ⅲ 効果的・効率的で持続可能な行財政システムの確立

(2) 取組の柱

柱Ⅰ 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

- 本県の最重要課題である震災からの復興・再生を引き続き着実に進めるため、財源の確保や執行体制の整備、市町村との連携強化に重点を置いて取組を進めるとともに、復興の現状や進捗・取組の情報を発信します。

柱Ⅱ 多様な主体、市町村等との連携・協働

- 複雑化・多様化する地域課題に対応するため、様々な活動主体との連携・協働を推進するとともに、市町村が主体的に地域づくりに取り組めるよう、イコールパートナーの視点から市町村の取組を支援します。

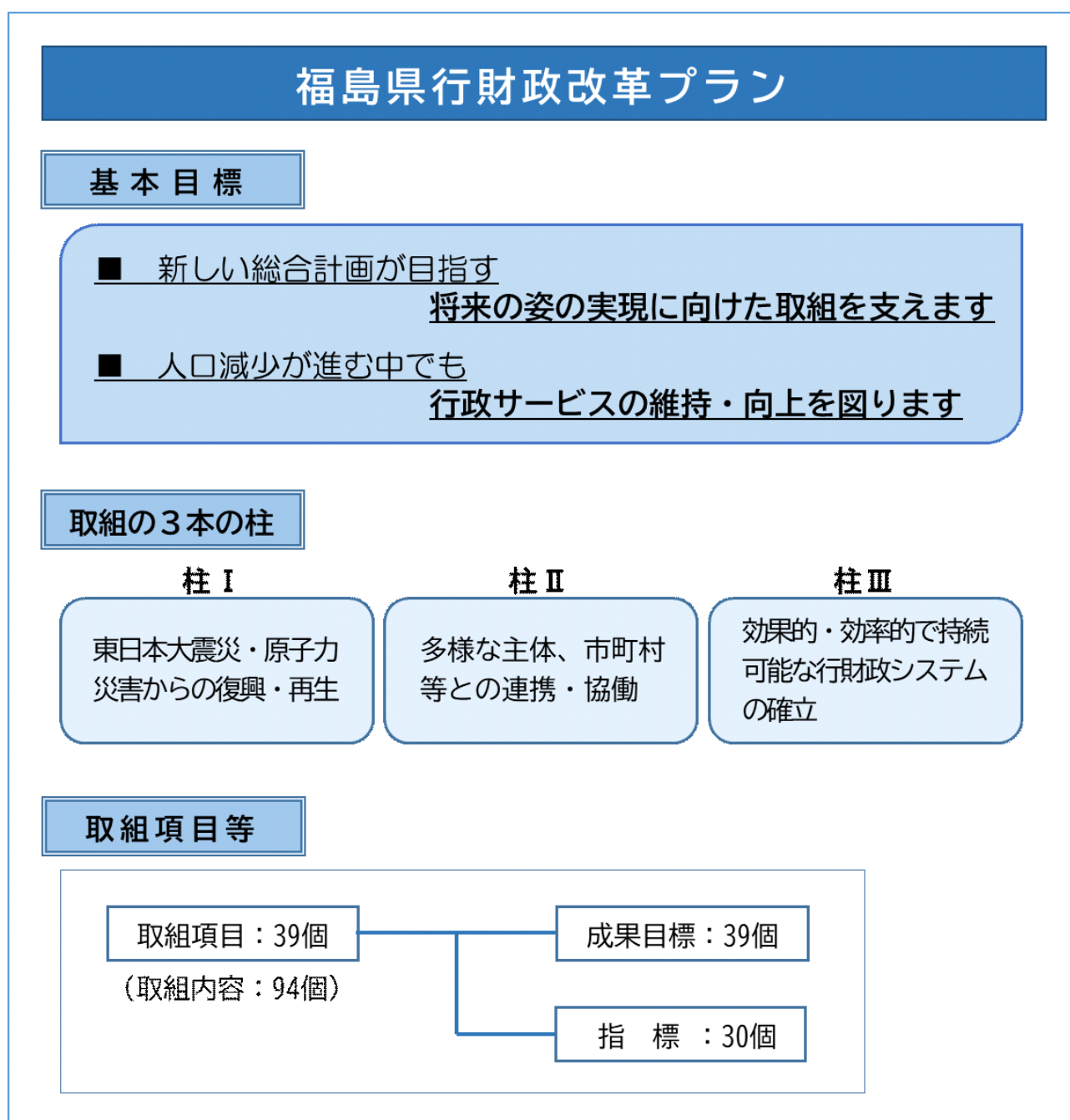
柱Ⅲ 効果的・効率的で持続可能な行財政システムの確立

- 様々な課題やリスク等に柔軟かつ的確に対応できるよう、業務の抜本的な見直しや職員が能力を発揮できる職場づくり、簡素で効率的な組織づくりを進めるとともに、中期的な財政見通しの下、財政の健全性を確保します。

(3) 取組項目等

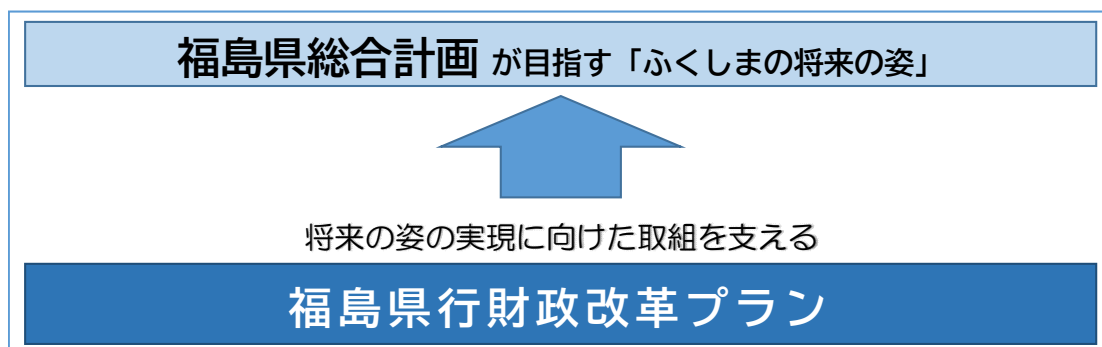
項目	項目の内容	数
取組項目	○ 取組の柱の達成に資する取組	39個
取組内容	○ 上記取組の具体的な内容	94個
成果目標	○ 取組における達成すべき目標、目指すべき目標 (成果目標を踏まえ、毎年度の取組を評価)	39個
指標	○ 取組の成果、達成状況を測るもの	30個

(4) 行革プランの全体像



4 行革プランの位置付け（総合計画との関係性）

- 本県では、今年度、県の最上位計画である「福島県総合計画（令和4年度～令和12年度）」を策定し、新年度から「ふくしまの将来の姿」を目指し、取組を進めることとしています。
- 行革プランは、総合計画が目指す将来の姿の実現に向けた取組を支えるものであり、総合計画の内容と連動する形で策定しています。



5 その他

（1）計画期間

- 令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

（2）進行管理

- PDCAマネジメントサイクルを確実に実行します。
 - ・ 全庁的な観点から、効果的かつ効率的な実行を確保するため、行財政改革推進本部において、進行管理を行います。
 - ・ 各年度の取組状況について、自己点検・評価を行います。
 - ・ 有識者で構成される行財政改革推進委員会から、自己点検・評価に対する意見や取組に関する助言を受け、それらの結果について県のホームページ等において公表します。
 - ・ 自己点検・評価の結果、委員の意見等を翌年度の取組等に反映します。

第2 具体的方策

I 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

i 複合災害からの復興の加速化、避難地域の復興・再生

- 引き続き復興・再生を進めるため、財源の確保や執行体制の整備、市町村との連携強化に重点を置いて取組を進めます。

取組項目1 国からの復興財源確保

(1) 復興・再生を推進するための財源確保

- 福島復興再生特別措置法など法定化されたものに基づいて国が講じることとされた施策、事業の確実な実施及び同法に基づき作成した「福島復興再生計画」における取組等の実施に必要な予算の確保を求めます。

また、本県の復興のステージに応じた施策を適切に講じるためには、長期的かつ安定的な財源を確保する必要があることから、国において整理した第2期復興・創生期間における財源の枠組みを踏まえ、あらゆる機会を捉えて必要な財源の確保を求めます。

(2) 交付金等の柔軟かつ弾力的な運用

- 福島再生加速化交付金などの復興関連の交付金等について、柔軟な事業執行のための運用の弾力化や事務手続の簡略化を要求するとともに、対象事業や対象経費の追加・拡充を求めます。

【主な関係課室 企画調整課、避難地域復興課、財政課】

<取組内容>

(1) 復興・再生を推進するための財源確保

- 福島復興再生特別措置法に基づく「原子力災害からの福島復興再生協議会」を始め、様々な機会を通じて、原子力災害の影響が広範囲かつ長期に及ぶ本県の実情を国に訴え、震災復興特別交付税の確実な措置など、新たな課題への対応を含む復興・再生の加速に向けた取組に必要な予算や財源の確保を求めます。

(2) 交付金等の柔軟かつ弾力的な運用

- 福島再生加速化交付金などの復興関連の交付金等について、復興のステ

ージや復興のまちづくりの進捗状況に応じて、被災自治体の創意工夫がいかされ、また新たな課題等に迅速に対応できるよう、柔軟な事業執行のための運用の弾力化や事務手続の簡略化を要求するとともに、対象事業や対象経費の追加・拡充を求めます。

<成果目標>

(1) 復興・再生を推進するための財源確保

- 第2期復興・創生期間の各年度において必要な予算や財源を確保します。

(2) 交付金等の柔軟かつ弾力的な運用

- 国に対して、復興関連の交付金等の柔軟かつ弾力的な運用を求め、新たな課題等に迅速に対応します。

取組項目2 復興・再生を着実に推進するための体制整備・人員の確保

- 復興・再生に向けた様々な課題に対応するため、柔軟に組織体制を整備するとともに、正規職員や任期付職員の採用を始め、他県等応援職員の受入れなど、多様な方策により必要な人員の確保に努めます。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 組織体制の整備
 - ・ 復興・再生の進展に応じて変化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、柔軟に組織体制を整備します。
- 必要な人員の確保
 - ・ 復興・再生を着実に進めるため、短期的需要と長期的需要のバランスに考慮しながら、正規職員や任期付職員の採用を始め、他県等応援職員の受入れや再任用職員の活用など、多様な方策により必要な人員の確保に努めます。
- 国への要望
 - ・ 復興・再生の推進に向けた他県等応援職員の受入れ等に係る人件費等については、復旧・復興事業が終了するまでの期間、全額を震災復興特別交付税等により確実に措置するよう、国に要望します。

<成果目標>

- 柔軟な組織体制の整備、多様な方策による必要な人員の確保等により、第2期復興・創生期間においても切れ目なく復興・再生を着実に進めます。

取組項目3 課題解決に向けた市町村との連携

- 復興・再生に向け複雑・多様化する困難な課題を解決するため、被災市町村それぞれの実情や課題に応じ、連携して対応します。

【主な関係課室 市町村行政課】

<取組内容>

- 被災市町村の職員の確保に向けた連絡会議の開催
 - ・ 被災市町村における課題の把握や、職員確保に関する被災市町村の要望の把握、課題の解決に向けた方策の検討、情報の共有等を目的とした被災市町村、県及び復興庁の担当職員による連絡会議を開催するなど、復旧・復興のため、被災市町村の課題解決に向けて連携して対応します。

<成果目標>

- 被災市町村の職員確保における課題等を共有し、実情を踏まえながら、その解決に向け、被災市町村や復興庁と連携して対応を進めます。

取組項目4 復興・再生に向けた市町村の行政運営に対する人的支援等

- 避難指示区域等にある市町村への駐在員の配置、県や県外自治体職員の派遣、県任期付職員の採用・派遣などの人的支援を行うとともに、市町村自らによる人員確保や人材育成の取組を支援するなど、市町村の執行体制確保に向けた取組を推進します。

【主な関係課室 市町村行政課】

<取組内容>

- 被災市町村への職員派遣及び被災市町村における職員採用への支援
 - ・ 被災市町村の要望を丁寧に伺いながら、県任期付職員の採用・派遣や、国の職員派遣スキームの活用等により、被災市町村への派遣職員を確保します。
 - ・ また、全国市長会・町村会を通じて全国の市町村へ職員の派遣を要請するとともに、職員の派遣元自治体等への要請訪問を行います。
 - ・ 被災市町村職員採用合同説明会の開催や、被災市町村職員募集の広報、就職ガイダンスへの出展、自治体職員OB等とのマッチングなどを行い、被災市町村の職員採用を支援します。
- 被災市町村職員を対象とする研修の実施
 - ・ 新採用職員や、職務経験が浅い職員等を対象に、総務・財務・税務等

の行政分野に関する研修を行い、被災市町村の職員育成を支援します。

<成果目標>

- 復旧・復興のため被災市町村が必要とする職員数の充足を目指します。
- 被災市町村や受講者のニーズを把握しながら、研修内容の充実を図ります。

取組項目5 復興・再生に向けた市町村の財政運営に対する支援

- 復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含め、市町村の復興に必要な財源の確保に連携して取り組みます。

【主な関係課室 市町村財政課】

<取組内容>

- 復興財源の確保
 - ・ 復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む震災復興特別交付税の措置継続、避難地域の復興のステージに応じた福島再生加速化交付金の確保等を国に要望するとともに、市町村の復興に必要な財源の確保に連携して取り組みます。

<成果目標>

- 被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで、復興財源の確保に努めます。

取組項目6 原子力損害賠償の完全実施に向けた取組

- 本県の復興・再生には原子力発電所事故による損害が最後まで賠償されることが不可欠であることから、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう取り組みます。

【主な関係課室 原子力損害対策課、財政課、市町村財政課】

<取組内容>

- 福島県原子力損害対策協議会による活動
 - ・ 市町村、関係団体等と連携し、損害がある限り最後まで、被害の実態に見合った十分な賠償が確実かつ迅速になされるよう、国及び東京電力に対し求めます。

- 円滑かつ迅速な賠償請求への支援
 - ・ 原子力損害賠償に関する弁護士による法律相談などを実施し、原子力発電所事故により被害を受けた県民や団体等の円滑かつ迅速な賠償請求を支援します。
- 県における損害の確実な賠償請求と市町村における円滑な賠償請求への支援
 - ・ 原子力発電所事故により県が被った損害が確実に賠償されるよう、東京電力に対する確かな請求を行うとともに、確実かつ迅速な支払いを求めます。
 - ・ 市町村において原子力損害賠償の円滑な請求が行えるよう、県と市町村で必要な情報共有を図り、連携して課題の解決に努めるなど、市町村に対する支援を行います。

<成果目標>

- 原子力発電所事故による損害に対し、被害の実態に見合った十分な賠償が確実になされることを目指します。

<<指標>> (I - i 複合災害からの復興の加速化、避難地域の復興・再生)

指標名	基準値 (基準年等)	目標値 (目標年等)
被災市町村における職員確保の充足率	96% (R3年度)	100% (R7年度)

ii 効果的な情報発信

- 復興の現状や進捗・取組等について、県内外及び海外に正しく伝えるため、様々な媒体を活用し、分かりやすく効果的な情報発信を行います。

取組項目 1 復興の状況等の統一性のある情報発信

- 復興の現状や進捗・取組等について、事業間や部局間の連携を通じて、統一性のある情報発信を展開します。

【主な関係課室 企画調整課、復興・総合計画課】

<取組内容>

- 本部会議等における情報発信
 - ・ 新生ふくしま復興推進本部を始め、各種本部会議等において、全庁一体となって取組を加速するとともに、取組内容や成果等について統一的な情報発信を行います。

- 復興ポータルサイトの運営
 - ・ 国内外に向けて復興の現状等を発信する復興ポータルサイトを運営します。
 - ・ ポータルサイトの運営に当たっては、各部局による復興への取組が一元的に理解でき、最新の情報を知ることができるようなサイトの構築に努めます。
- 出前講座の実施
 - ・ 学校や各団体が実施する研修の機会に際して、出前講座を実施します。
 - ・ また、県内外で行われる復興に関連したイベントにおいて、ブース出展や資料の提供等を通して、復興の現状について発信します。
- 復興状況を伝える資料の作成
 - ・ これまでの復興の歩みを記した冊子や県内の現状を視覚的に理解できるパネルなど、復興の状況を分かりやすく伝える資料を作成します。
 - ・ 作成した資料については、各部局等と共有し、更なる活用を図ります。

<成果目標>

- 復興の状況等の正確かつ迅速な情報発信を通して、より多くの県民等が復興・再生を実感できることを目指します。

取組項目 2 避難者への情報発信

- ふるさととのつながりを維持するとともに、帰還や生活再建を支援するため、避難者に対する地元紙や広報誌の送付及び避難者向け情報誌の発行など、避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信に取り組みます。

【主な関係課室 避難者支援課】

<取組内容>

- ふるさとふくしまとのつながりを維持し、将来の帰還や生活再建に役立てることを目的に、避難者へ地元紙や広報誌等を送付するほか、避難者向け地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を発行するとともに、地域情報紙ではアンケート結果を紙面の改善に活用するなど、避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信に努めます。

<成果目標>

- 希望する全ての避難世帯に広報誌等が行き届くよう努め、避難者がふるさとふくしまとのつながりを維持するとともに、将来の帰還や生活再建に役立てることを目指します。

取組項目3 風評・風化対策の強化に向けた部局連携による情報発信

- 「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき、各部局が連携して正確な情報を継続的に粘り強く発信するとともに、国内外へふくしまの今と魅力を最新情報にアップデートしながら広く発信します。

【主な関係課室 風評・風化戦略室】

<取組内容>

- 各部局連携による風評・風化対策事業の推進
 - ・ 風評・風化対策プロジェクトチーム会議において情報を共有し、各部局連携による事業実施に努め、効率的な対策の推進を目指します。
- 風評・風化対策事業の効果検証
 - ・ 風評・風化対策事業の効果を毎年検証し、風評・風化対策プロジェクトチーム会議において共有、協議しながら、翌年度以降の事業に反映できるように取り組みます。

<成果目標>

- 様々な風評・風化対策事業の効果的な実施により、福島県のイメージ向上を目指します。

≪指標≫ (I - ii 効果的な情報発信)

指標名	基準値 (基準年等)	目標値 (目標年等)
本県の震災・原発事故からの復興・再生が進んでいると回答した県民の割合 (意識調査)	42.2% (R3年度)	54.6% (R7年度)
福島県に良いイメージを持っている人の割合	46% (R3年)	5割以上 (R7年)

II 多様な主体、市町村等との連携・協働

i 多様な主体等との連携・協働

- 複雑化・多様化する地域課題に対応するため、NPO法人や企業等の様々な活動主体との連携・協働を推進します。

取組項目1 協働を進めるための広聴

- 県民の意識や意向を把握し県政に反映させるため、県政世論調査を実施するほか、県民提案やパブリック・コメントの募集を行うとともに、知事が活躍する県民を訪問し直接対話するチャレンジふくしま訪問を実施します。
- また、県内4か所に県政相談コーナーを設けて県民の意見や相談に応じます。

【主な関係課室 県民広聴室】

<取組内容>

- 県政世論調査の実施
 - ・ 分かりやすい言葉の使用や回答しやすい調査方法等により、県政世論調査を実施します。調査結果はホームページに公表し、組織全体で共有します。
- 県民提案及びパブリック・コメントの実施
 - ・ 県政に対する提案や県の重要な施策についての意見等を幅広く求めるとともに、提案や意見等への適切な対応、県政への反映等に努めます。
- チャレンジふくしま訪問の実施
 - ・ 県民が、復興や地方創生に向けて自ら行動を起こし前に進もうとする新たなチャレンジ活動を実践している現場を知事が訪問し激励するとともに、直接、県民の声を聴き、施策へ反映させます。
- 県政相談コーナーの設置
 - ・ 県内4か所に県政相談コーナーを設置し、電話やメール等による県民から県政に対するあらゆる相談に応じます。

<成果目標>

- 県民からの多様な意見や相談、提案を受け止め、組織全体で県民の想いを共有し、県政へ反映できるようにします。

取組項目2 NPO法人、企業、大学等、多様な主体との協働の推進

- 複雑化・多様化する地域課題に対応するため、NPO法人、企業、大学等、多様な主体との協働の取組を推進します。

【主な関係課室 企画調整課、文化振興課】

<取組内容>

- NPO法人等との協働の推進
 - ・ 県とNPO法人等が、複雑化・多様化する地域課題への対応等に向けて連携・協力する、協働の取組を推進します。
 - ・ 効果的な協働を推進するため、NPO法人、企業、地方自治体等、多様な主体によるネットワークづくりを支援します。
- 県と企業等との相互の連携強化
 - ・ 県と企業等が、地域の活性化や県民サービスの向上、東日本大震災からの復興、風評・風化対策等を目的とし、相互の連携強化を図ります。
 - ・ 協定に基づく取組が一過性のものにならないよう、各部局と連携し、協定締結企業等との間で持続的、発展的な関係づくりを目指します。
- 県と大学等との相互の連携強化
 - ・ 県と大学等が、知的資源、人材及び諸施設の活用等を目的とし、相互の連携強化を図ります。
 - ・ 協定に基づく取組が一過性のものにならないよう、各部局と連携し、大学等との間で持続的、発展的な関係づくりを目指します。

<成果目標>

- 多様な主体との協働により、複雑化・多様化する地域課題への対応を図ります。

取組項目3 専門的な知識、ノウハウ等を有する外部人材等の活用

- 様々な行政課題に的確に対応するため、専門的な知識、ノウハウ、経験等を有する外部人材の活用を図るとともに、研究機関等との一層の連携強化を図ります。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 外部人材の活用
 - ・ 特定分野の政策立案等において、既存の行政の考え方等に捉われない柔軟な発想や専門的な知識、ノウハウ、経験等を有する外部人材を、積極的に活用します。
- 研究機関等との一層の連携強化
 - ・ 様々な行政課題に的確に対応するため、必要に応じて、国や民間等の外部研究機関等との一層の連携強化を図ります。

<成果目標>

- 外部人材の活用や研究機関等との一層の連携強化により、様々な行政課題への的確な対応を図ります。

取組項目4 民間の創意工夫をいかせる制度の活用

- 公の施設の管理について、住民サービスの向上や経費縮減等のため、民間の経営手法等を活用する指定管理者制度導入の取組を継続します。
- また、内閣府等から通知されるPFI（※）の手法や事例を庁内に周知します。

※PFI: Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。PPP（官民連携）の手法の一つ。

【主な関係課室 行政経営課、地域政策課】

<取組内容>

- 公の施設の管理
 - ・ 公の施設の管理については、「公の施設の管理に関する見直し指針」に基づき、施設の設置目的等について点検や見直しを行いながら、住民サービスの向上や経費縮減等を図るため、指定管理者制度導入の取組を継続します。
 - ・ 指定管理者制度を導入している施設については、導入効果を最大限に高めるため、民間の経営手法等を十分に引き出すことのできる運用を行うとともに、外部有識者等による外部評価などのモニタリングを実施し、必要に応じて施設の在り方や運用の見直しを行うなど、利用者の視点に立った適切な施設の運営を行います。
 - ・ 指定管理者による管理運営の状況について、毎年度公表します。
- PFI
 - ・ 効率的かつ効果的な公共施設等の整備を図るため、PFIの制度や補助事業、セミナーの開催情報等を庁内に周知するなどにより、各施設所管課等におけるPFI導入の検討を促します。

<成果目標>

- 指定管理者制度導入の取組等を継続し、住民サービスの向上や経費縮減等を目指します。

取組項目5 協働推進のための県保有データ利活用

○ 民間における多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民協働での諸課題の解決等に向けて、オープンデータの取組を、積極的に推進します。

【主な関係課室 デジタル変革課】

<取組内容>

- 県保有データの棚卸し及び公開
 - ・ 県が保有するデータについて、無料かつコンピュータが読み込める形態で公開し、民間や官民協働での活用を推進するため、国が推奨しているデータセットを参考にしながら、関係部局と連携し、県保有データの棚卸しを行い、公開可能なデータを把握するとともに、オープンデータとして順次公開します。
- 公開済みデータの更新
 - ・ オープンデータとして既に公開しているデータについて、関係部局と連携し、常に最新の状態となるよう更新を行います。
- オープンデータ活用の普及・啓発
 - ・ オープンデータの活用については、官民ともに知見や経験が不足しているため、先進的・実用的な活用事例を紹介するなど、普及・啓発活動に努めます。

<成果目標>

- 更なるオープンデータの公開により、多くのオープンデータの利活用を目指します。

《指標》（Ⅱ－i 多様な主体等との連携・協働）

指標名	基準値 (基準年等)	目標値 (目標年等)
NPOやボランティアと県内自治体等との協働事業件数	471件 (R2年度)	531件 (R7年度)
包括連携協定に基づく連携事業・取組数	104件 (R2年度)	162件 (R7年度)
オープンデータポータルサイトの閲覧件数	20,862件 (R2年度)	30,000件 (R7年度)

ii 市町村等との連携強化

- 市町村が主体的に地域づくりに取り組めるよう、県の果たすべき役割を踏まえながら、イコールパートナーの視点から市町村の取組を支援します。

取組項目1 県と市町村との連携の推進

- デジタル変革、職員採用など行政運営に関する課題解決に向けて、意見交換・情報共有、市町村間の調整を行うなど、緊密に連携を図りながら、市町村の取組や広域連携を支援します。
- また、県と市町村双方の職員の資質向上や相互理解・連携体制の構築に向け、人事交流や実務研修生の受入れ等による支援を行います。

【主な関係課室 市町村行政課】

<取組内容>

- 市町村の課題解決に向けた連携
 - ・ 自主的・主体的に広域連携に取り組む市町村の協議会等へ参加し先進事例等の情報提供や助言等を行います。
 - ・ 町村職員採用合同説明会、専門職業務セミナー等の開催や、Webサイト等による情報発信を行い、小規模自治体の職員採用を支援します。
- 市町村における人材育成への支援
 - ・ 市町村職員の資質向上に資するため「うつくしま、ふくしま相互人事交流要綱」に基づく人事交流や「福島県市町村職員の実務研修に関する要綱」に基づく市町村からの実務研修生の受入れを行います。

<成果目標>

- 市町村の行政運営に関する課題解決に向けて、市町村との連携及び人材育成の支援に取り組みます。

取組項目2 市町村の自立的な行政運営への支援（市町村支援プログラム）

- 市町村が自立した行政運営を行えるよう、市町村の課題を的確に把握しながら、専門分野や高度な技術を要する分野を中心に積極的な支援を行います。
- また、市町村間又は県と市町村間の事務の共同実施や市町村事業の広域化・共同化に係る取組についても支援を行います。

【主な関係課室 市町村行政課、行政経営課】

<取組内容>

- 市町村支援プログラムに基づく支援
 - ・ 市町村支援プログラム市町村支援メニュー（以下「市町村支援メニュー」という。）に基づき、市町村で解決することが効率的でない専門分野や高度な技術を要する分野を中心に積極的な支援を行います。
- 市町村支援メニューの更新
 - ・ 市町村がそれぞれの実情に応じて県の支援策を活用できるようにするため、市町村の課題、支援ニーズの適切な把握に努め、必要に応じて市町村支援メニューを見直します。

<成果目標>

- 市町村における自立的な行政運営に向けて、市町村の課題やニーズを把握しながら、市町村支援メニューの充実を図ります。

取組項目3 市町村の財政運営に対する支援

- 市町村の将来にわたる財政の健全性の確保を図るため、財政運営上の助言や市町村振興を目的とした貸付金制度などを通じて支援を行います。

【主な関係課室 市町村財政課】

<取組内容>

- 市町村の将来にわたる財政の健全性の確保を図るため、財政健全化法に規定する財政指標等に基づき財政計画策定等への助言を行うとともに、市町村振興基金の活用などを通じて支援を行います。

<成果目標>

- 毎年度、市町村の財政運営が健全に行われることを目指します。

取組項目4 都道府県との連携推進

- 広域的な課題等へ対応するため、地理的な結びつきや共通の施策・理念等を有する都道府県で構成する会議等の様々な枠組みを活用しながら、他の都道府県と連携・協力し、地域の振興、交流人口の拡大などに取り組みます。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 広域的な課題等への対応

- ・ 地理的な結びつきのある近隣県や共通の施策・理念等を有する都道府県と定期的な意見交換や情報交換の機会を設けるなど、他の都道府県と連携・協力体制を確保し、共通する行政課題の解決に向けた国への共同提案等に取り組みます。

<成果目標>

- 他の都道府県との連携・協力体制の構築や充実強化を図り、広域的な課題等へのより円滑な対応を目指します。

<<指標>> (Ⅱ - ii 市町村等との連携強化)

指標名	基準値 (基準年等)	目標値 (目標年等)
相互人事交流職員及び実務研修生の受入人数	31名 (R3年度)	32名 (R7年度)
市町村支援メニューの新規件数	3件 (R3年度)	3件 (R7年度)
市町村の健全化判断比率等(※1)	早期健全化 基準等(※2)	基準値を下回る (毎年度)

※1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標。

※2 早期の健全化を図る必要があると判断される基準であり、基準以上となると、改善するための方策等を定めた財政健全化計画等を策定しなければならない。

Ⅲ 効果的・効率的で持続可能な行財政システムの確立

i 業務の抜本的な見直し

- 付加価値の高い行政サービスの提供や公務能率の向上等を図るため、職員の意識改革と業務、規制等の抜本的な見直しに取り組むとともに、デジタル技術やデータの効果的な活用を推進します。

取組項目 1 職員の意識改革と能力の向上

- 行政サービスの向上、業務の効率化、多様で柔軟な働き方の実現等に向けて、職員の意識改革と能力の向上等を図りながら、自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成に取り組みます。

【主な関係課室 職員研修課、行政経営課、人事課、デジタル変革課】

<取組内容>

- 意識改革
 - ・ 行財政改革の推進に向け、知事と職員の懇談や管理職員に対する研修など、様々な取組を通して、職員の意識改革に努めます。
 - ・ 復興・創生に対する当事者意識を持たせるため、新採用職員が被災地の状況を現地で学ぶ職場外研修を実施します。
- 能力の向上
 - ・ 復興・創生を担う若手職員を育成するため、新採用職員応援職員（サポート職員）や上司等によるきめ細かな職場内研修を実施します。
 - ・ 政策形成能力等の向上のため、ふくしま自治研修センター、民間企業、大学院等での職場外研修に職員を派遣します。
- 専門性の確保
 - ・ 専門性の高い職務に従事する職員を育成するため、職層や所属に応じた専門研修の充実に努めます。

<成果目標>

- 行政サービスの向上等に向けて、効果的な研修体系の構築を図ることにより、自律型職員の育成を目指します。

取組項目2 業務の進め方や規制等の見直し

- 業務における課題等を整理し、仕事の進め方や簡素化などの抜本的な見直しに取り組むとともに、行政手続における書面規制、押印、対面規制等、県庁内の事務手続等における規制等の抜本的な見直しに取り組みます。
【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 従来の仕事の進め方や制度の見直し
 - ・ 部局長等を筆頭に、管理職が率先して仕事の仕組みや進め方、更には意思決定プロセスを含めた業務改革にできるところから積極的に取り組みます。
 - ・ 職員一人一人の意識改革を進め、自ら変革するという意識を県庁内に浸透・定着させます。
- BPR（業務プロセスの見直し）の実施
 - ・ 業務の課題等を整理した上で、従来の仕事の進め方や制度を見直し、またこれまでの取組を設計し直すなど、BPRの手法等により見直すとともに、優先順位の低い業務等の見直し、廃止等に向けた取組を進め

ます。

- 書面規制、押印、対面規制の見直し
 - ・ 県の規定に基づき押印を求めている 4,388 種類のうち、まだ見直しされていない契約等を含む残り454種類の手続について、代替手段の確保や業務プロセスそのもの見直し等を進めるとともに、書面規制及び対面規制の見直しについても、国が作成する予定のマニュアル等を参考に積極的に取り組みます。
- 規制等の見直し
 - ・ 県庁内の事務手続等の見直しを進め、県民にとって利便性の高い行政サービスの実現と、業務の効率化に向けた取組を進めます。

<成果目標>

- 従来の仕事の進め方や業務プロセス、規制等の見直しを進め、行政手続のオンライン化など利便性の高い行政サービスの実現と業務の効率化を図ります。

取組項目 3 行政のデジタル変革（DX）

- 付加価値の高い行政サービスの提供や公務能率の向上を図るため、デジタル技術やデータを効果的に活用し、業務や行政手続等を抜本的に見直します。

【主な関係課室 行政経営課、デジタル変革課】

<取組内容>

- 付加価値の高い行政サービスの提供
 - ・ 県庁が率先してデジタル技術の活用には最適な環境を整えるとともに、行政サービスにデジタル技術を積極的に活用し、県庁に行かなくても手続ができるなど、付加価値の高い行政サービスを提供します。
- デジタル技術やデータを活用した業務の効率化
 - ・ 職員自らが考えるべき業務や職員が実施した方がより効率的な業務、より大きな効果が得られる業務に特化して従事するため、AIやRPAなどのデジタル技術や電子データの活用を積極的に進め、業務の効率化に取り組みます。
- 内部基幹システムのデジタル化や内部業務のペーパーレス化
 - ・ 県庁内部の事務処理について、効果的・効率的に業務を進めるため、電子決裁の拡充など多くの職員が使用するシステムのデジタル化を推進するとともに、行政手続のオンライン化やデジタル技術の活用等に向け

て、内部業務のペーパーレス化を推進します。

<成果目標>

- デジタル技術等を効果的に活用した業務の抜本的な見直し等により、付加価値の高い行政サービスの提供と公務能率の向上を図ります。

<<指標>> (Ⅲ－i 業務の抜本的な見直し)

指標名	基準値 (基準年等)	目標値 (目標年等)
アナログ規制の見直し総件数	-	66件 (R7年度)
行政手続のオンライン利用率(※)	48.2% (R3年度)	80.0% (R7年度)
RPAの導入により削減される業務時間	約9,800時間 (R3年度)	約16,200時間 (R7年度)
コピー用紙購入量(本庁(知事部局))	40百万枚 (R2年度)	12百万枚 (R7年度)

※ 国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)」で定める「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に係る総務省調査を基に算出するオンライン申請の利用率(県・市町村分)。

ii 職員が能力を発揮できる職場づくり

- 行政サービスの向上に向けて、職員が能力を十分に発揮できるよう、健康で働きやすい職場づくりを進めるとともに、研修や人事評価等を活用した人材育成に取り組みます。

取組項目1 働き方改革

- 令和元年10月に策定した福島県職員版「働き方改革基本方針」に基づき、職員個々の事情に応じた勤務体系の制度を拡充するなど、職員のワーク・ライフ・バランスや業務の効率化等を推進します。

【主な関係課室 人事課、行政経営課】

<取組内容>

- 働き方改革に向けた職員の意識改革
 - ・ 業務効率化に関する研修の実施、働き方改革の優良事例や先進的事例を庁内で共有する「働き方改革TIME」の発行等により、職員の時間に関する感覚やコスト意識等を醸成します。

- 長時間勤務の改善等に向けた業務の改善
 - ・ 業務の見直しや各部局に共通する業務の共有化・ルール化、ICTの活用を進めるなど、長時間勤務の改善等に向け、業務の効率化に積極的に取り組みます。
- 柔軟な働き方
 - ・ 在宅勤務やサテライトオフィス、時差出勤等の取組を進め、仕事と家庭の両立を図れる環境づくりを進めます。

<成果目標>

- 職員がワーク・ライフ・バランスを充実させ、様々な経験や知識、多角的な視点等を身につけること等により、行政サービスの向上と多様なライフスタイルの実現を目指します。

取組項目2 多様な人材が活躍できる職場づくり

- 子育てや介護等の有無にかかわらず、全ての職員が安心して働くことができる職場環境づくりを進めることで、仕事に対する意欲や職場全体の公務能率の向上を図ります。
- 復興・創生業務の長期化に伴う心身面への影響等に留意しながら、職員の健康保持・増進に向けた取組を行い、多様な人材が活躍できる職場づくりを支援します。

【主な関係課室 人事課、福利厚生室】

<取組内容>

- 仕事と家庭生活を両立できる環境整備
 - ・ 育児休業等を取得しやすい環境の整備など、全ての職員が安心して働くことができる職場環境づくりを進めます。
- 女性職員の登用推進
 - ・ 女性職員に対し、キャリア形成に向けた研修や幅広い職務経験を付与することにより、管理職登用に向けた人材育成に計画的に取り組めます。
- 職員のメンタルヘルス対策
 - ・ 各種研修会の開催や相談窓口の設置、ストレスチェックの実施等、様々な対策を総合的に講じ、メンタルヘルス不調を未然に防止するよう努めます。

<成果目標>

- 仕事に対する意欲や職場全体の公務能率の向上により、多様な人材が活躍できる職場づくりに取り組みます。

- メンタルヘルス不調の未然防止に努めるなどにより、職員の健康保持・増進を図ります。

取組項目3 人事評価制度の適正な運用

- 人事評価制度を適正に運用することにより、職員が能力を十分に発揮できる職場づくりを進めます。
- 組織目標を明確化し、職員の目標を連動させることにより、目標達成に向けた意欲の向上を図ります。

【主な関係課室 職員研修課】

<取組内容>

- 評価者への研修等を通して人事評価制度を適正に運用するとともに、部局や所属の組織目標と業績評価における職員の目標を連動させることにより、職員の能力と意欲の向上を図ります。
- 人事評価における面談が風通しの良い職場づくりや職員の育成につながるよう、管理職員の面談スキルの向上を図ります。

<成果目標>

- 人事評価制度を適正に運用すること等により、職員の能力や意欲の向上を目指します。

≪指標≫（Ⅲ－ii 職員が能力を発揮できる職場づくり）

指標名	基準値 (基準年等)	目標値 (目標年等)
職員一人当たりの月平均超過勤務時間数	17.8時間 (※1)	16.0時間以下 (R7年度)
年次有給休暇取得日数（取得率）	11.5日(57.5%) (R2年)	12日(60.0%) (R7年)
職員の職場満足度（※2）	-	4以上 (R7年度)
男性職員の育児休業の取得率（知事部局）	30.4% (R2年度)	100% (1週間以上の取得率) (R7年度)
県（知事部局）の管理職における女性職員の割合（副課長相当職以上の女性管理職）	9.1% (R3年度)	15.0% (R7年度)
評価者研修の理解度	-	100% (R7年度)

※1 R元年度とR2年度の平均値

※2 仕事のやりがいや職場環境等に関する職員の満足度を職員アンケート（5段階評価）により調査

iii 簡素で効率的な組織づくり

- 新たな行政課題に対応するため、不断の組織体制の見直しや人員の確保に努めるとともに、意欲ある人材の確保やアウトソーシングの推進に取り組むなど、簡素で効率的な業務執行体制を整備します。

取組項目1 効果的かつ効率的な組織体制の整備

- 新たな行政需要への対応や課題解決に向け、限られた人的資源を最大限に活用し、最小の経費で最大の効果を発揮する組織運営を行う観点から、不断に組織体制や業務執行方法等の見直しを行い、より効果的で効率的な行政運営を行います。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 新たな行政課題等に対応する組織運営
 - ・ 新たな行政課題等へ重点的に対応するため、組織の簡素・効率化を一層推進し、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、より効果的で効率的な組織運営に努めます。
- 不断の組織体制や業務執行方法等の見直し
 - ・ 中長期的な行政需要等を踏まえ、不断に組織体制を点検するとともに、従来の業務執行方法等の見直しも行いながら、変化する行政課題に迅速かつ的確に対応します。

<成果目標>

- 新たな行政課題への対応や不断の組織体制の見直し等を行うことにより、効果的かつ効率的な行政運営を目指します。

取組項目2 適正な定員管理

- 中長期的な視点からは、簡素で効率的な行財政運営を行うことが必要であることから、業務執行体制の効率化等に取り組みながら、新たな行政需要への対応、人口減少や定年引上げ等による影響も踏まえつつ、適正な定員管理に努めます。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 業務執行体制の効率化
 - ・ 業務の抜本的な見直し（デジタル技術の活用等）やアウトソーシングの推進、職員の再配置など、業務執行体制の効率化等に取り組み、より効果的かつ効率的な行政運営を行います。
- 適正な定員管理
 - ・ 現在の職員数を基本としつつ、必要な人員の確保に努めるとともに、新たな行政需要への対応、定年引上げ等による影響も踏まえながら、適正な定員管理に努めます。

<成果目標>

- 業務執行体制の効率化等に取り組みながら、適正な定員管理に努め、持続可能な執行体制の構築を目指します。

取組項目3 職員採用の見直しと意欲ある人材の確保

- 多様で有為な意欲ある人材を確保するため、試験制度の見直しや採用募集活動の強化等に取り組みるとともに、全国的に確保が困難な専門性を有する技術職員等の確保に向けて重点的に取り組みます。

【主な関係課室 人事課、人事委員会事務局、行政経営課】

<取組内容>

- 試験制度の見直し
 - ・ 採用試験への応募状況や他の地方公共団体等における職員採用の状況等を踏まえ、採用試験の受験資格等について必要な見直しを行います。
- 採用募集活動の強化
 - ・ 受験者数の増加と意欲ある人材の確保に向けて、大学等へのリクルート活動の強化やインターンシップの積極的な受入れ、募集広報活動の充実など、採用募集活動の強化に取り組みます。
- 専門性を有する技術職員等の確保
 - ・ 専門性を有する技術職員等、全国的に確保が困難な人材については、大学等との連携を強化した採用募集活動を通じ、本県に対する理解と関心を高めるなど、その確保に重点的に取り組みます。

<成果目標>

- 試験制度の見直しや採用募集活動の強化等により、多様で有為な意欲ある人材の確保を図ります。

取組項目4 アウトソーシングの推進

- 行政サービス水準の向上、行財政運営の効率化・高度化、超過勤務時間の縮減等を図るため、定型的業務の外部委託等を進めるほか、既に外部委託している業務の範囲拡大等を検討するなど、より一層アウトソーシングを推進します。
- アウトソーシングの導入に当たっては、業務の進捗に支障が生じないように、外部委託業務の執行状況や成果の確認を適時・適切に行います。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- アウトソーシング推進基本方針に基づき、県が直接実施すべき業務以外の業務を対象に、行政サービス水準の向上、行財政運営の効率化・高度化等の視点から、定型的・機械的な業務などのアウトソーシングになじむ業務について、アウトソーシングの導入の拡大を進めます。
- 県庁全体の超過勤務時間の縮減及び付加価値の高い業務等への職員又は業務時間の再配置（再配分）を行うため、既に外部委託している業務の範囲拡大等も含め、導入効果が認められる業務について、アウトソーシングを推進します。
- アウトソーシングの導入に当たっては、業務執行状況の把握、情報の共有等により、行政サービスの水準や相互のノウハウの維持・向上に努めるとともに、適宜、導入効果の検証を行います。

<成果目標>

- アウトソーシングの導入により、行政サービス水準の向上、行財政運営の効率化・高度化、超過勤務時間の縮減等を目指します。

《指標》（Ⅲ－iii 簡素で効率的な組織づくり）

指標名	基準値 (基準年等)	目標値 (目標年等)
知事部局の職員数	5,533人 (R3年度)	現状維持を基本 (R7年度)
アウトソーシングの推進に向けた取組により削減される業務時間	約29,000時間 (R3年度)	約45,000時間 (R7年度)

iv 財政健全性の確保

- 中期的な見通しに立った健全な財政運営に取り組むとともに、歳入の確保と歳出の見直しにより、財政の健全性を確保します。

取組項目1 中期的な見通しに立った健全な財政運営

- 新型コロナウイルス感染症への対応や近年頻発する自然災害に備えた防災力の強化など、今後も膨大な財政需要が見込まれることから、中期的な見通しに立った健全な財政運営に取り組みます。

【主な関係課室 財政課】

<取組内容>

- 中期財政見通しに基づいた予算編成
 - ・ 新たに策定した「中期財政見通し」の下で、歳入の確保と歳出の見直しに努めながら、毎年度の予算編成を行います。
- 膨大な財政需要への対応
 - ・ 膨大な財政需要に適時・適切に対応するためには、安定的な財政基盤の確保が重要であることから、国からの財源はもとより、地方の一般財源総額が確実に確保されるよう、国へ求めます。
- 県債の適切な活用と管理
 - ・ 予算編成において県債を活用する際は、元利償還に地方交付税措置がある有利な県債を活用するなど、将来の負担に十分配慮するとともに、残高の適切な管理に努めます。

<成果目標>

- 中期的な見通しに立った、健全で持続可能な財政運営に取り組みます。

取組項目2 歳入の確保

- 厳しい財政状況を踏まえ、県有財産の活用や使用料・手数料の適時・適切な見直し、地域経済の活性化を通じた税源のかん養など、あらゆる手段により歳入確保を図ります。

【主な関係課室 税務課、財産管理課、財政課】

<取組内容>

- 県税収入の確保

- ・ 県税の徴収力を強化し、収入未済額の一層の縮減を図るため、未済額の多くを占める個人県民税について、直接徴収制度の積極的な活用により市町村を支援するとともに、キャッシュレス化の推進などにより収納機会の拡大に努めます。
- 県有財産の有効活用
 - ・ 様々な媒体を活用した広告（公用車、ネーミングライツ等）、未利用財産の貸付等により歳入確保に努めます。
- 使用料等の在り方の見直し
 - ・ 適正な受益者負担の観点から、使用料・手数料について、毎年度見直しを行います。
 - ・ また、県有財産の使用料・貸付料についても、必要に応じて、実績や他県の状況等を踏まえた算定方法の見直しを行うとともに、減免措置の対象や減免率が適正となるよう検討を行います。

<成果目標>

- 県税収入の確保や県有財産の有効活用など、あらゆる手段による歳入の確保により、持続可能な財政基盤の確保に努めます。

取組項目3 歳出の見直し

- 財政需要に対して有効な事業を構築し、適時・適切に予算を編成するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、業務執行方法の改善などによる内部管理経費の節減や、必要性、優先度及び費用対効果の観点による徹底した歳出の見直しを行います。

【主な関係課室 財政課】

<取組内容>

- 施策の有効性を踏まえた事業構築
 - ・ 予算編成に当たっては、根拠に基づく政策立案（EBPM）（※）の考え方を踏まえ、施策の有効性を十分に検証し、事業構築を行います。
- ※ EBPM・・・Evidence Based Policy Makingの略
- 事務事業の不断の見直し
 - ・ 業務執行方法の改善などにより内部管理経費を節減するとともに、既存事業の費用対効果、必要性及び優先度を十分に検証し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するなど、事務事業の見直しを行います。
- 地方公会計制度を活用した施設の適切な維持管理
 - ・ 公共施設の老朽化への対応として、固定資産台帳と連携した効率的・

効果的な公共施設マネジメントを強化するなど、地方公会計制度の視点も活用しながら、財政負担の軽減・平準化を図ります。

<成果目標>

- 徹底した歳出の見直しにより、持続可能な財政基盤の確保に努めます。

≪指標≫（Ⅲ－ⅳ 財政健全性の確保）

指標名	基準値 (基準年等)	目標値 (目標年等)
将来負担比率(※1)	類似県(※2) の平均値	基準値を下回る (毎年度)
県税徴収率	98.04% (R3年度)	98.61% (R7年度)
県有財産の活用による広告事業及び貸付事業等の収入	142,187千円 (R3年度)	185,896千円 (R7年度)
事務事業の見直しによる歳出削減額	10億円 (R2年度)	10億円以上 (毎年度)

※1 地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえる。

※2 総務省が毎年度、道府県を財政力指数の高低により5つに分類するグループのうち、本県が属するグループの全団体（21団体 ※令和元年度財政状況資料集より）。

v その他

取組項目1 地方分権改革の推進

- 地域の実情に応じた多様な自治の実現に向けて、地方分権改革に関する提案募集方式の積極的な活用等により、国から地方への権限移譲や規制緩和等を求めるとともに、市町村の自主的な選択によるオーダーメイド権限移譲の実施などに取り組みます。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 国から地方への分権の推進
 - ・ 地域の実情に応じた多様な自治の実現に必要な権限の移譲や支障となる規制の緩和など、国から地方への分権を進めるため、地方分権改革に関する提案募集方式等の積極的な制度活用に努めるとともに、全国知事会等を通じて国への政策提案や要望を実施するなどの働きかけを行います。
- 県から市町村への権限移譲の推進

- ・ 住民に身近な市町村において実施することが効果的・効率的な事務の権限移譲を進めるため、市町村の自主的な選択によるオーダーメイド権限移譲等に取り組みます。

<成果目標>

- 地方分権改革に関する提案募集方式等を積極的に活用し、国から地方への権限移譲や規制の緩和など、地域の実情を踏まえた地方分権を進めます。
- 住民に身近な市町村が実情に応じた行政サービスを提供できるよう、市町村の自主性に沿った権限移譲を進めます。

取組項目2 ファシリティマネジメントの推進

- 「県有財産最適活用計画（ファシリティマネジメントプラン）」に基づき、財産活用、財産管理及び財産保有の面から、県有財産の最適な活用を推進します。

【主な関係課室 財産管理課】

<取組内容>

- 県有財産の有効活用（再掲）
 - ・ 様々な媒体を活用した広告（公用車、ネーミングライツ等）、未利用財産の貸付等により歳入確保に努めます。
- 公共施設等の計画的な長寿命化や維持管理コストの縮減・平準化
 - ・ 将来にわたり利用する財産は、機能の維持及び性能を確保するための計画的なメンテナンスを実施し、長期利用・長寿命化を図ります。
- 未利用財産の計画的かつ積極的な処分
 - ・ 将来にわたり利用の見込みのない財産は、売却等による計画的かつ積極的な処分を検討します。

<成果目標>

- 財産活用、財産管理及び財産保有の面から取組を進め、県有財産の最適な活用を図ります。

取組項目3 県立社会福祉施設の在り方見直し

- 「県立社会福祉施設のあり方見直しについて（対応方針）」に基づき、各施設における指定管理者制度の導入等の取組を進めます。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 大笹生学園について、入所児童に対するより質の高いサービスの提供に向け、指定管理者制度による運営を目指します。
- 老朽化した若松乳児院に代えて、より質の高いサービスの提供に向け、指定管理候補者が郡山市内に整備する複合施設内に新たな乳児院を設置し、指定管理者制度により、令和6年度以降の開所を目指します。
また、指定管理者制度の導入から10年以内に民間委譲を目指します。

<成果目標>

- 県立社会福祉施設への指定管理者制度の導入等により、効率的な施設運営を図るとともに、より質の高いサービスの提供を目指します。

取組項目4 地方公営企業における健全な財政運営

- 企業局事業については、「福島県企業局経営戦略（工業用水道事業）」に基づき、施設の適切な維持管理等により工業用水の安定供給の確保を図るとともに、新たな需要開拓や効率的な事業運営を推進し、経営基盤の安定に努めます。
- 「県立病院事業経営強化プラン」に基づき、地域住民の健康をしっかりと守ることのできる質の高い医療の安定的な提供と、病院経営の効率化に向けた取組を進めます。

【主な関係課室 行政経営課、病院局、企業局】

<取組内容>

- 企業局事業の見直し
 - ・ 経営基盤の安定を図るため、「福島県企業局経営戦略（工業用水道事業）」に基づき、施設の適切な維持管理や計画的な更新により安定供給の確保に努めるとともに、新たな需要の開拓や経費の節減などにより、効率的な事業運営を進め、経営の健全性確保に努めます。
- 県立病院改革の推進
 - ・ 病院経営の効率化を図るため、「県立病院事業経営強化プラン」に基づき、医療機能の充実等による収益の確保や適正な人員配置等による費用の削減に向けた取組を徹底するとともに、政策医療経費の一般会計からの繰入れや補助金等による運営経費の確保に努めます。

<成果目標>

- 工業用水の安定供給の確保と経営基盤の安定に努め、健全な財政運営を目指します。

- 病院経営の効率化と運営経費の確保に努め、健全な財政運営を目指します。

取組項目 5 公社等外郭団体及び第三セクターの見直し

- 公社等外郭団体（以下「公社等」という。）及び第三セクターについては、「公社等外郭団体への関与等に関する指針」などに基づき、県の関与を必要最小限にとどめるなど、団体の自主的、自立的な経営を促進します。
【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 公社等の見直し
 - ・ 公社等の見直しについては、県出資団体のうち、県の関与の度合いが高い団体を対象に策定している「公社等外郭団体見直し実行計画」（令和3年度現在18団体が対象）の進行管理を行うとともに、公社等の設立目的などを踏まえ、必要に応じ、実行計画の見直しや公社等の在り方等について検討を行います。
- 第三セクターの見直し
 - ・ 第三セクターの見直しについては、県の関与の度合いが高い団体を対象に策定している「第三セクター見直しに関する実行計画」（令和3年度現在8団体が対象）に基づく各団体の取組を推進します。

<成果目標>

- 「公社等外郭団体見直し実行計画」及び「第三セクター見直しに関する実行計画」の取組状況に係る点検評価を行い、対象団体の自主的、自立的な経営を促進します。

取組項目 6 総合計画の着実な実行に向けたPDCAマネジメントサイクルの実施

- 総合計画を着実に推進し、進行管理を行っていくためには、PDCAマネジメントサイクルの確実な実行による事業効果の適切な評価を行い、具体的な成果の創出と成果の見える化を進める必要があります。
- 職員一人一人が日頃の業務を行う中で、部局を横断した成果創出に結びつけられるような行動変容や意識改革を進めながら、根拠に基づく政策立案（EBPM）の考え方を重視するとともに、総合計画に掲げる指標の達成状況の分析や、本県が保有する統計情報など様々なデータを積極的に活用しながら、実効性の高い事業の企画立案につなげます。

<取組内容>

- 企画推進室を核とした進行管理
 - ・ 部局横断的な総合調整機能を担う企画推進室を核として、重点事業や総合計画の指標等について、各部局との情報共有と具体的な課題解決に向けた連携を深め、総合計画の目指す将来の姿の実現に向け取組を進めます。
- 根拠に基づく政策立案（EBPM）の考え方の浸透
 - ・ EBPMに関する職員向け研修を実施するとともに、EBPM推進マニュアル（仮称）を作成の上、マニュアルが徹底される仕組みを構築し、実践を進めます。

<成果目標>

- 総合計画の目指す将来の姿の実現のための、実効性の高い事業の企画立案ができる体制の構築を図ります。

取組項目7 内部統制制度の適正な運用

- 県民に信頼される行政運営の確立に向け、財務事務における不適切な事務処理等を未然に防止するため、組織的なチェック体制の確立、業務の効率的かつ効果的な遂行及び業務に関わる法令等の遵守など、内部統制制度の適正な運用に取り組みます。

【主な関係課室 行政経営課、審査課】

<取組内容>

- 組織的なチェック体制の確立
 - ・ 管理職員による組織的なチェック体制の構築や業務の進捗管理の徹底等を図り、不適切な事務処理等の未然防止に取り組みます。
- 業務の効率的かつ効果的な遂行
 - ・ 業務目的の達成に向け、リスクの分析や業務プロセスの明確化、研修の充実を図り、効率的かつ効果的な業務執行に取り組みます。
- 業務に関わる法令等の遵守
 - ・ 業務に関わる根拠規定を定期的に点検し、職員への法令遵守の意識の徹底を図り、関係法令その他の規範の遵守に取り組みます。

<成果目標>

- 内部統制制度の取組・浸透を通して、職員の意識向上を図り、組織的な

チェック体制を確立することにより、県民に信頼される行政運営の確立を目指します。

取組項目 8 情報公開の推進と行政文書の適正管理の徹底

- 県民の県政に対する理解と信頼を深め、開かれた県政を一層推進するため、情報公開条例に基づく情報公開制度の適正な運用を行います。
- 福島県文書等管理規則に基づき、行政文書の適正な管理、保存及び利用等を推進します。

【主な関係課室 文書法務課】

＜取組内容＞

- 情報公開制度の適正な運用
 - ・ 福島県情報公開条例に基づき、県が保有する公文書について請求に応じて適正に開示等を行うとともに、県政情報センター及び県政情報コーナーにおける行政資料等の情報提供の推進を図ります。
- 行政文書の適正管理
 - ・ 文書だよりの発行や研修会を開催し、文書の具体的な作成や管理に係る職員一人一人の理解の促進を図るとともに、文書等管理システムを活用した文書管理の適正管理に努めます。

＜成果目標＞

- 行政文書の適正管理に努め、情報公開制度の適正な運用を行うことにより、開かれた県政の一層の推進を目指します。

≪指標≫（Ⅲ－ⅴ その他）

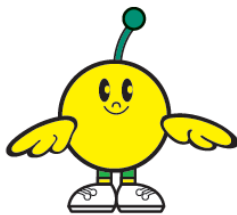
指標名	基準値 (基準年等)	目標値 (目標年等)
市町村への移譲権限数	1,756件 (R3年度)	1,832件 (R7年度)
県有財産の活用による広告事業及び貸付事業等の収入 (再掲)	142,187千円 (R3年度)	185,896千円 (R7年度)
「公社等外郭団体見直し実行計画」に基づく点検評価 団体数	18団体 (R3年度)	基準値よりも 増加しない (毎年度)
「第三セクター見直しに関する実行計画」に基づく 点検評価団体数	8団体 (R3年度)	基準値よりも 増加しない (毎年度)
総合計画の指標の達成状況	48.6% (R4年度)	68.1% (R7年度)

《参考資料》

【指標】一覧

指標名	基準値 (基準年等)	目標値 (目標年等)	指標の説明	目標値の考え方	頁
I 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生					
i 複合災害からの復興の加速化、避難地域の復興・再生					
○被災市町村における職員確保の充足率	96% (R3年度)	100% (R7年度)	必要な職員数に対し、確保した職員数の割合	毎年度100%を目指します。	P11
ii 効果的な情報発信					
○本県の震災・原発事故からの復興・再生が進んでいると回答した県民の割合 (意識調査)	42.2% (R3年度)	54.6% (R7年度)	意識調査において、「はい」又は「どちらかと言えば『はい』」と回答した県民の割合	令和12年度までに70.0%以上とすることを目標に、毎年度3.1%の増加を目指します。	P13
○福島県に良いイメージを持っている人の割合	46% (R3年)	5割以上 (R7年)	WEB調査において「良い」及び「まあまあ良い」と回答した割合	「良い」及び「まあまあ良い」が5割以上となることを目指します。	P13
II 多様な主体、市町村等との連携・協働					
i 多様な主体等との連携・協働					
○NPOやボランティアと県内自治体等との協働事業件数	471件 (R2年度)	531件 (R7年度)	県内自治体との協働事業及び企業等とのマッチング事業の件数	コロナ禍以前の状況に回復することを目指します。	P17
○包括連携協定に基づく連携事業・取組数	104件 (R2年度)	162件 (R7年度)	包括連携協定に基づく連携事業・取組の件数	これまでの実績を踏まえ、毎年度12件の増加を目指します。	P17
○オープンデータポータルサイトの閲覧件数	20,862件 (R2年度)	30,000件 (R7年度)	オープンデータポータルサイトが閲覧された件数	令和7年度までに閲覧件数を約1万件増加させることを目指します。	P17
ii 市町村等との連携強化					
○相互人事交流職員及び実務研修生の受入人数	31名 (R3年度)	32名 (R7年度)	市町村との相互人事交流及び実務研修の受入人数	過去3年間の平均人数である32名を目指します。	P20
○市町村支援メニューの新規件数	3件 (R3年度)	3件 (R7年度)	新たに追加した市町村支援メニューの件数	直近の新規件数と同数の維持を目指します。	P20
○市町村の健全化判断比率等	早期健全化 基準等	基準値を 下回る (毎年度)	市町村における財政の早期健全化や再生の必要性を判断する基準	健全化を図る必要があると判断される基準に達しない状態を目指します。	P20
III 効果的・効率的で持続可能な行財政システムの確立					
i 業務の抜本的な見直し					
○アナログ規制の見直し総件数	—	66件 (R7年度)	アナログ規制の見直し総件数	令和7年度までにアナログ規制の点検・見直し工程表に基づき、66件の見直し完了を目指します。	P23
○行政手続のオンライン利用率	48.2% (R3年度)	80.0% (R7年度)	行政手続の総件数に占めるオンライン利用数の割合	令和7年度までに80.0%とすることを目指します。	P23
○RPAの導入により削減される業務時間	約9,800時間 (R3年度)	約16,200時間 (R7年度)	RPAの導入により削減される年間業務時間	これまでの実績を踏まえ、毎年度1,600時間の増加を目指します。	P23
○コピー用紙購入量 (本庁(知事部局))	40百万枚 (R2年度)	12百万枚 (R7年度)	本庁(知事部局)において購入したコピー用紙の枚数	令和7年度までに12百万枚とすることを目指します。 (70%削減)	P23

指標名	基準値 (基準年等)	目標値 (目標年等)	指標の説明	目標値の考え方	頁
ii 職員が能力を発揮できる職場づくり					
○職員一人当たりの月平均超過勤務時間数 ※1 基準値はR元年度とR2年度の 平均値	17.8時間 (※1)	16.0時間以下 (R7年度)	職員一人当たりの月平均超過勤務時間数 ※小中学校等を除く	これまでの実績等を踏まえ、令和7年度までに16.0時間以下とすることを目指します。	P25
○年次有給休暇取得日数 (取得率)	11.5日 (57.5%) (R2年)	12日 (60.0%) (R7年)	職員一人当たりの年次有給休暇取得日数(取得率) ※教育庁、警察本部を除く	令和7年度までに12日(60.0%)となることを目指します。	P25
○職員の職場満足度	-	4以上 (R7年度)	職場満足度に係る職員の評価(5段階で回答。最も満足している場合を5とする。)	令和7年度までに職員の職場満足度が4以上となることを目指します。	P25
○男性職員の育児休業の取得率(知事部局)	30.4% (R2年度)	100% (1週間以上の取得率) (R7年度)	子が生まれた男性職員に占める育児休業取得職員の割合	令和7年度までに100%(1週間以上の取得率)とすることを旨します。	P25
○県(知事部局)の管理職における女性職員の割合(副課長相当職以上の女性管理職)	9.1% (R3年度)	15.0% (R7年度)	副課長相当職以上(特別調整額受給者)の職員に占める女性職員の割合	令和7年度までに15.0%とすることを旨します。	P25
○評価者研修の理解度	-	100% (R7年度)	評価者研修受講者アンケートにおいて、「理解できた」と回答した職員の割合	令和7年度までに100%とすることを旨します。	P25
iii 簡素で効率的な組織づくり					
○知事部局の職員数	5,533人 (R3年度)	現状維持を基本 (R7年度)	知事部局の正規職員、任期付職員及び他県等応援職員の合計	現状の職員数を概ね維持することを基本とします。	P28
○アウトソーシングの推進に向けた取組により削減される業務時間	約29,000時間 (R3年度)	約45,000時間 (R7年度)	アウトソーシングの推進に向けた取組により削減される年間業務時間	これまでの実績を踏まえ、毎年度4,000時間の増加を目指します。	P28
iv 財政健全性の確保					
○将来負担比率	類似県の 平均値	基準値を 下回る (毎年度)	将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標	本県が属するグループの全団体の平均値(基準値)を下回することを旨します。	P31
○県税徴収率	98.04% (R3年度)	98.61% (R7年度)	県税調定額に占める県税収入額の割合	前年度を上回ることを目標に、毎年度0.01%の増加を目指します。	P31
○県有財産の活用による広告事業及び貸付事業等の収入	142,187千円 (R3年度)	185,896千円 (R7年度)	県有財産の活用による広告事業及び貸付事業等の収入額	これまでの実績を踏まえ、収入額の増加を目指します。	P31
○事務事業の見直しによる歳出削減額	10億円 (R2年度)	10億円以上 (毎年度)	事務事業の見直しによる歳出削減額の合計	基準値(直近の実績)以上の歳出削減を目指します。	P31
v その他					
○市町村への移譲権限数	1,756件 (R3年度)	1,832件 (R7年度)	市町村に移譲した事務権限数	これまでの実績を踏まえ、毎年度19件の増加を目指します。	P36
○県有財産の活用による広告事業及び貸付事業等の収入(再掲)	142,187千円 (R3年度)	185,896千円 (R7年度)	県有財産の活用による広告事業及び貸付事業等の収入額	これまでの実績を踏まえ、収入額の増加を目指します。	P36
○「公社等外郭団体見直し実行計画」に基づく点検評価団体数	18団体 (R3年度)	基準値よりも 増加しない (毎年度)	「公社等外郭団体見直し実行計画」に基づく点検評価団体数	県の関与が必要な団体が増加しないことを旨します。	P36
○「第三セクター見直しに関する実行計画」に基づく点検評価団体数	8団体 (R3年度)	基準値よりも 増加しない (毎年度)	「第三セクター見直しに関する実行計画」に基づく点検評価団体数	県の関与が必要な団体が増加しないことを旨します。	P36
○総合計画の指標の達成状況	48.6% (R4年度)	68.1% (R7年度)	総合計画に掲げる指標のうち、各年・各年度の目標値がある指標の達成状況	令和12年度に100%とすることを目標に、毎年度6.5%の上昇を目指します。	P36



福島県復興シンボルキャラクター
キビタン

お問い合わせ先

福島県 総務部 行政経営課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 Tel 024-521-7893

E-mail organization_management@pref.fukushima.lg.jp